

12月4日から10日までは 人権週間

高知地方法務局では、今年度の人権週間行事のひとつとして、県内の主要箇所で「特設人権相談所」を開設し、ドメスティック・バイオレンス、セクハラ、ストーカーなどの人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰など子どもに関する問題、機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊厳し、確保するために、世界のすべての人々とすべての国々とが達成すべき共通の目標として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国際連合総会で、採択されました。

国連は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、従来から、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

お気軽に、左記の「相談窓口」をご利用ください。
戦没者等の死亡当時のご遺族扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人
1弔慰金の受給権者
2 戰没者等の子
3 ①父母 ②孫 ③祖父母
④兄弟姉妹

（戦没者等と生計関係を有していない方等は除かれます。）
4 右記3以外の①父母 ②孫
③祖父母 ④兄弟姉妹
5 右記1から4以外の三親等
内の親族
(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有している方に限られます。)

戦没者等のご遺族の皆様へ 第八回特別弔慰金が支給されます

対象者
戦没者等の死亡当時のご遺族
扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人

請求窓口

福社課（すこやかセンター伊野内）
■893-33810

■867-23312

本川総合支所ほけん福祉課
■869-2114

「紙の門松」廃止します

いの町ではこれまで「紙の門松」を配布していましたが（吾北、本川地区では昨年のみ）、厳しい財政事情の中、事業の見直しを行い、正月飾りに対する考え方の多様化や、環境に関する意識も変わってきていることを踏まえ、当事業を廃止することとしました。

皆様方のご理解をお願いするともに、長年ご利用いただきました方々には深く感謝申し上げます。

社会教育課

人権擁護委員無料相談のご案内

地区	今月の相談日	時間	開催場所
伊野	12月21日(水)	10時～15時	伊野公民館

町内の人権擁護委員

氏名	住所	電話番号
杉本 寛子	いの町6466-5	892-2513
尾崎 千秋	神谷871	892-1660
西川田鶴子	天王南3丁目9-1	891-5443
楠瀬 博邦	枝川2819	893-1769
宮内 信子	新町29-2	892-0617
高瀬 科子	波川610-3	892-3635
曾我 定子	下八川丙644-1	867-3224
岡林 瑞子	大森91-14	869-2500
伊東 尚毅	長沢20	869-2267

法務局相談窓口・問い合わせ先

（祝休日を除く月曜日から金曜日まで 受付8:30～17:00）
高知地方法務局いの町支局（いの町1290-4） 893-0343

平成20年3月31日

請求期間

額面40万円、10年償還の記名
国債

平成17年4月1日～